

平成27年10月1日より開始！

## 大和市防災協力農地登録制度

防災協力農地を募集中！

### ◎ 防災協力農地とは？

災害（地震・大規模火災等）が発生した時に、市民が緊急的に逃げ込める避難空間や発災後の復旧用資材置場等として活用できる農地を事前に登録することにより、災害時における市民の安全確保及び円滑な復旧活動を図る用地を確保することを目的とします。

登録された農地には、お知らせ用の看板を設置し、いざという時に近隣の市民が利用できるよう周知するとともに、通常は農地として使用するため、立ち入り不可であることを表示します。

### ◎ 防災協力農地の登録（募集）について

本制度の趣旨にご賛同いただけた農地所有者のご協力により、所有する農地を事前登録する制度となっています。

#### ・対象農地

ア 300平方メートル以上の一団の農地

イ すでに登録されている防災協力農地に隣接する農地

※急傾斜地など危険がおよぶ可能性のある場所は登録できない場合もあります。

#### ・登録期間

2年経過後の3月31日まで。その後は3年間の自動更新制。（更新時は、お知らせします。）

#### ・情報提供

近隣の住民への周知のため、登録農地の所在等を自治会へお知らせするとともに、周知用として防災協力農地である旨の標識を登録農地の出入り口付近などに設置させていただきます。

#### ・その他

急傾斜地などのエリアに所在する農地は、登録いただけない場合もあります。

### ◎ 災害時の使用と補償について

災害時には、市民が緊急避難する避難空間や復旧用資材置場等として使用します。

#### ・災害時の用途、期間

避難空間や復旧用資材置場等として使用する際は、原則、市から農地所有者の方に要請（7日以内の避難空間としての利用は除く。）し、内容や期間等を同意の上で使用します。

#### ・補償と原状回復

平常時は、無償となりますが、災害時に使用した場合は状況に応じて農作物の補償や土地使用料等を支払います。使用後は、農地を原状回復（農作物以外）して返却します。

※ 所有農地を登録したいなどの詳しい内容は、次の連絡先までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

大和市役所 市長室 危機管理課 防災管理係 電話：046-260-5777